

## 天童市立図書館雑誌スポンサー制度募集要項

### (目的)

第1条 この要項は、天童市有料広告掲載の取扱いに関する規程（平成21年市告示第142号）及び天童市広告掲載等基準（平成21年市告示第144号。以下「広告掲載等基準」という。）の規定に基づき、天童市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「スポンサー制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、天童市立図書館（以下「図書館」という。）における雑誌の収蔵の充実を図り、もって市民に対する図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

### (制度の内容)

第2条 スポンサー制度とは、図書館に多くの雑誌を配架するため、当該雑誌の購入代金を負担する後援者（以下「スポンサー」という。）を募集する制度をいう。

2 スポンサー制度により購入した雑誌の配架位置並びに保存期間及び廃棄については、図書館が決定するものとする。

3 スポンサーは、購入する雑誌の最新号のカバーの表面及び図書館の雑誌架にスポンサーの名称等を掲示することができる。

### (制度の応募者)

第3条 スポンサーに応募できる者（以下「応募者」という。）は、個人又は企業、商店及び団体とする。

2 応募者が次の各号のいずれかに該当するとき（第11条第1項の規定により覚書を締結する期間を含む。）は、スポンサーの対象者となることができない。

(1) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成15年法律第154号）の規定に基づく再生若しくは再生の途中でである場合

(2) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反している場合

(3) 天童市の入札参加資格に係る指名停止措置を受けている場合

(4) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準じている場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、掲示の対象とすることが適当でないと認める場合

### (募集期間)

第4条 スポンサーの募集は、随時受け付けるものとする。ただし、既にスポンサーにより購入されている雑誌については、当該スポンサーの名称等の掲示期間が満了する日の2か月前の月の初日から新たな募集を受け付けるものとする。

### (購入雑誌の選定)

第5条 スポンサーが購入する雑誌は、図書館が別に定める雑誌リストから選定するものとする。

### (名称の表示位置等)

第6条 スポンサーの名称等の表示位置及びスペースは次に掲げるとおりとし、ス

ポンサーの名称等はいずれの表示位置においても同じ名称を用いることとする。

(1) 購入雑誌の最新号のカバーの表面に表示するスポンサーの名称等については、大きさは縦9センチメートル、横13センチメートル以内とし、地色は白色、文字は黒色とする。なお、スポンサーの名称等の貼付位置は、最新号のカバーの底辺から4センチメートル上部の中央とする。

(2) 雑誌架に表示するスポンサーの名称等については、大きさは縦9センチメートル、横13センチメートル以内とし、地色は白色、文字は黒色とする。なお、スポンサーの名称等の貼付位置は、雑誌架の個別アクリル板の上辺から4センチメートル下部とする。

(3) スポンサー掲示様式（見本）は、別記のとおりとする。

2 スポンサーの名称等の作成はスポンサーが行い、その掲示は図書館が行うこととする。

（掲示期間）

第7条 スポンサーの名称等の掲示期間は、原則として図書館が当該スポンサーの名称等の掲示を決定した月の翌月から1年間とする。ただし、当該掲示期間が満了する日の3か月前までに図書館又はスポンサーから当該掲示を解約する申出がない場合は、翌年度以後も自動的に継続するものとする。

（申込み）

第8条 応募者は、スポンサーの申込みをするときは、雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）を図書館に提出しなければならない。この場合において、申込みをした者が法人又は団体である場合には、会社概要等の業種が判別できる書類を添付しなければならない。

2 応募者は、郵送によりスポンサーの申込みをするときは、簡易書留により提出しなければならない。

（選定及び審査）

第9条 図書館の館長（以下「館長」という。）は、前条の申込みがあったときは、スポンサーの選定及びスポンサー名等の審査を行うものとする。

2 館長は、スポンサーの名称等の審査を行ううえで必要と認めるときは、スポンサーに対して当該スポンサーの名称等の修正等を求めることができる。

3 スポンサーは、前項の規定によるスポンサーの名称等の修正等を求められたときは、正当な理由がない場合を除き、当該スポンサーの名称等の修正等に応じなければならない。

（報告及び承認）

第10条 館長は、前項の選定及びスポンサー名等の審査を行ったときは、その結果を天童市教育委員会に報告し、及びその承認を得なければならない。

（覚書の締結）

第11条 館長は、前条の承認を得たときは、スポンサーの申込をした者（以下「申

込者」という。)と雑誌スポンサー制度に係る覚書(様式第2号。以下「覚書」という。)を締結するものとする。

- 2 覚書の有効期間は、当該覚書を締結した日の翌日から起算して1年間とする。ただし、当該有効期間が満了する日の3か月前までに図書館又は申込者から書面により解約の申出がない場合は、翌年度以後も自動的に更新されるものとする。

(購入代金の支払方法)

第12条 購入雑誌の代金は、図書館が指定する納入業者に対してスポンサーがその全額を前払いにより直接支払うものとする。この場合において、当該スポンサーとなった期間における購入雑誌の価格変動に伴う追加徴収又は払戻しは、行わない。

- 2 前項の購入代金を口座振替により支払う場合の振込手数料については、スポンサーが負担するものとする。

- 3 覚書の締結後、スポンサーが購入した雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、図書館と協議のうえ、その他の雑誌に広告を掲載するものとする。

(損害賠償)

第13条 スポンサーは、掲示したスポンサー名等に関して第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、館長が天童市教育委員会と協議したうえで別に定める。

## 附 則

この要項は、平成24年5月1日から施行する。

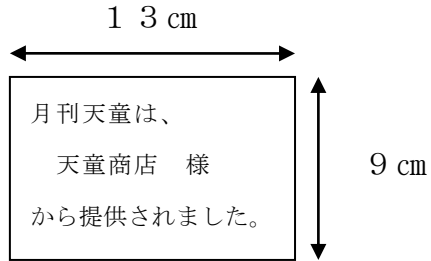
別記（第6条関係）

スポンサー掲示様式（見本）

1 最新号カバー



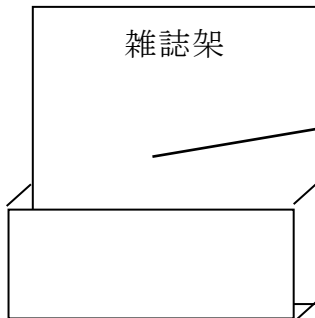
例



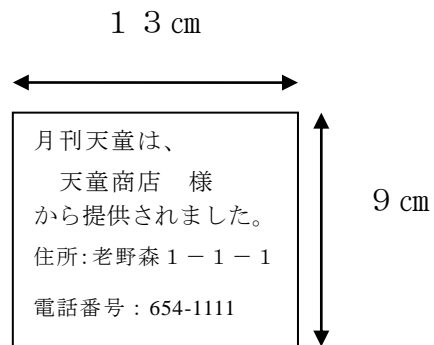
地色は白色、文字は黒色

最新号カバー底辺から4 cm上部中央

2 最新号雑誌架



例



休刊、廃刊時

例

月刊天童は、  
天童商店 様  
から提供されました  
が、○月号をもって  
休刊（廃刊）となり  
ました。

様式第1号（第8条関係）

雑誌スポンサー制度申込書

年 月 日

天童市立図書館長 様

申込者 郵便番号  
住所  
氏名又は名称  
並びに代表者の氏名 印  
電話番号

天童市立図書館雑誌スポンサー制度募集要項第8条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。なお、この申込書及びその添付資料について、事実と相違ないこと及び天童市立図書館に係る関係例規の規定を遵守することを誓約します。

1 スポンサーを希望する雑誌の名称

| 希望順位 | 雑誌の名称 |
|------|-------|
| 第1位  |       |
| 第2位  |       |
| 第3位  |       |

2 スポンサー名等の掲示希望の有無（いずれかに○印を付してください。）

- 掲示を希望する。  
 掲示を希望しない。

3 添付書類

会社概要等の業種が判別できる書類（申込者が法人又は団体で、かつ、スポンサーの名称等の掲示を希望する場合に限りです。）

様式第2号（第11条関係）

覚 書

天童市立図書館（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、天童市立図書館雑誌スポンサー制度に関し、次のとおり覚書を締結する。

（提供雑誌）

第1条 甲は、乙から次の雑誌の提供を受けるものとする。なお、提供する雑誌は、乙が選択したもののうち、甲の収集基準を満たしている雑誌とする。

| No.            | 雑誌の名称 | 期間 | 雑誌の巻号 | 年額（円） |
|----------------|-------|----|-------|-------|
| 1              |       |    |       |       |
| 2              |       |    |       |       |
| 3              |       |    |       |       |
| 4              |       |    |       |       |
| 5              |       |    |       |       |
| 合計金額（消費税額を含む。） |       |    |       |       |

（納入方法）

第2条 乙は、次に掲げる書店等へ提供する雑誌の代金の全額を前払いにより直接支払ったうえ、当該雑誌を図書館へ提供するものとする。

| 書店等の名称 |  |
|--------|--|
|        |  |

（掲示期間）

第3条 乙のスポンサー名等の掲示期間は、原則としてこの覚書の締結の日の翌日から起算して1年間とする。ただし、当該掲示期間が満了する日の3か月前までに甲又は乙から当該スポンサー名等の掲示を解約する申出がない場合は、翌年度以後も自動的に継続するものとする。

（遵守事項）

第4条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) スポンサー名等の内容等に虚偽の記載、誤記等がないこと。
- (2) スポンサー名等の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) スポンサー名等に関連する財産権について、当該権利の処理が完了していること。

（損害賠償）

第5条 乙は、掲示したスポンサー名等の内容等に関して第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（協議）

第6条 前条までに定めるもののほか、この覚書について疑義が生じた場合には、

甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

この契約の証しとしてこの覚書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名並びに押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 山形県天童市老野森一丁目2番1号  
天童市立図書館館長 印

乙 (住所)  
(氏名又は名称)  
(役職及び代表者の氏名) 印